

意見書案第2号

自動車安全特別会計の繰戻しに関する意見書について
自動車安全特別会計の繰戻しに関する意見書を別紙のとおり提出します。

平成30年6月1日提出

提出者 佐野市議会議員 若田部 治 彦

賛成者 佐野市議会議員 篠 原 一 世

〃 春 山 敏 明

〃 飯 田 昌 弘

〃 鶴 見 義 明

自動車安全特別会計の繰戻しに関する意見書

自動車損害賠償保障制度は、自動車ユーザーが支払った保険料にて、不幸にして交通事故の被害に遭った人たちの救済を確かなものにする仕組みであり、世界に誇れる制度です。

しかしながら、保険料から交通事故被害者への支援を中心とする交通事故対策のために積み立てられた資金（自動車安全特別会計において管理）が、その保険料を支払っている自動車ユーザーにほとんど知られることなく、国の一般会計に貸し出されており、平成29年度末日において6,169億円の返済がなされず、当初の大蔵間の合意により決められた返済期限である平成30年度を迎えました。

自動車安全特別会計の運用益等によって実施されている被害者救済や事故防止対策の事業は、一般会計に貸し出された資金が返済されないために、事業の持続可能性を大きく毀損されかねない状況にあります。

また、交通事故死者数が3,000人台まで減少している中でも、重度後遺障がい者数は2,000人弱といった水準で横ばいが続いていること、更なる事故防止対策とともに、後遺障がいを負わされた方々の回復に向けたなお一層の質的・量的施策の充実が期待されています。

自動車ユーザーのみならず、全ての国民が安心して移動の自由を享受することができる社会を持続していくためにも、被害者救済や事故防止対策などの事業を行っている自動車損害賠償保障制度の持続可能性を高めることは大変重要であり、平成30年度予算においては、当初の大蔵間の合意に従い、自動車安全特別会計への繰戻しを履行すべきです。

よって、国においては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れられている6,169億円を当初の大蔵間の合意に従い、平成30年度末日までに返済すること。
- 2 交通事故の被害者が将来にわたって安心して生活することができ、被害からの回復が可能となるよう、また、交通事故による被害者の発生を少しでも減らすことができるよう、被害者救済や事故防止対策の更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年6月5日

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
国土交通大臣 石井啓一様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様

佐野市議会